

東京都とのパートナーシップ制度に係る連携協定について

1 連携協定締結の目的

協定に定める事項に相互に協力して取り込むことにより、制度利用者の利便性の向上及び多様な性の理解推進を図る。

2 連携協定の経緯

月 日	内 容
平成31年4月1日	豊島区パートナーシップ制度開始 性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」施行
令和4年2月7日	制度導入自治体（豊島区含む）首長12名連名の「東京都における同性パートナーシップ制度導入に係る要望書」を東京都に提出 ・制度導入自治体の利用者への配慮、制度導入自治体の取組みへの支援、性的マイノリティの人権推進に向けた連携
9月16日	東京都より協定書（案）及び覚書（案）の提示
10月末まで	東京都と制度導入自治体がそれぞれ協定書・覚書の締結準備
11月1日	東京都パートナーシップ宣誓制度開始 協定書・覚書を締結、証明書等の相互活用開始

3 協定書・覚書の内容

東京都または豊島区で証明書の交付を受けた者は、それぞれにおいて交付された証明書と同様に取り扱われることとする。

互いの証明書と同様に取り扱う施策等は覚書において定め、追加等があった場合は、随時覚書を改正する。

(1) 東京都対象事業（令和4年11月1日現在）

	施策等の名称
1	犯罪被害者等支援事業
2	東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業
3	サービス付き高齢者向け住宅登録事務
4	都民住宅制度(法人管理型)
5	都営住宅
6	福祉住宅

7	小笠原住宅
8	都施行型都民住宅
9	里親の認定登録
10	軽費老人ホームの利用料
11	駐車禁止等除外標章(身体障害者等用)の交付
12	高齢運転者等標章の交付
13	東京消防庁における情報提供制度のうち、「死者に関する情報提供制度」及び「搬送先医療機関に関する情報提供制度」
14	東京消防庁における証明事務
15	都職員の休暇・休業等制度、手当・旅費制度、互助組合の各種事業及び職員住宅

(2) 豊島区対象事業

	施策等の名称
1	高齢者優良賃貸住宅
2	区民住宅
3	区営住宅
4	福祉住宅
5	安心住まい提供事業
6	区職員の休暇・休業等制度、互助会の各種事業